

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	医療福祉費支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、医療福祉費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

阿見町長

## 公表日

令和7年12月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費支給事務
②事務の概要	<p>茨城県医療福祉対策要綱及び阿見町医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。</p> <p>①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し資格の管理を行う            ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定し受給者証を交付する            ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う</p> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;            ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。            ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p>
③システムの名称	医療福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号法第19条第6号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、阿見町医療福祉費支給に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】            番号法第19条第9号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>【情報提供】            なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 029-888-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部国保年金課 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 029-888-1111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[      ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ] <div style="text-align: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている          2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない       </div>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[            十分である            ] <div style="text-align: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている          2) 十分である          3) 課題が残されている       </div>
判断の根拠	個人番号が記載された書類で業務に不要なものについては、受け取らないようにしている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月5日	4-② 法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号, 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 【情報提供】 なし	【情報照会】 番号法第19条第9号, 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 【情報提供】 なし	事後	
令和7年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱及び阿見町医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき, 住民票に基づく異動等及び年齢, 加入保険内容, 障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦, 小児, 母子家庭及び父子家庭, 重度心身障害者等)し資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定し受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う	茨城県医療福祉対策要綱及び阿見町医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき, 住民票に基づく異動等及び年齢, 加入保険内容, 障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦, 小児, 母子家庭及び父子家庭, 重度心身障害者等)し資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定し受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う  <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため, 本市区町村は, Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事後	
令和7年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間サーバー	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, Public Medical Hub (PMH)	事後	
令和7年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項, 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例, 阿見町医療福祉費支給に関する条例	番号法第9条第2項, 番号法第19条第6号, 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例, 阿見町医療福祉費支給に関する条例	事後	